

地域審議会委員候補者選考についての基本的な考え方

1. 委員定数

- ・委員は、各地域審議会 12人以内で構成する。
- ・なお、一般委員は10人以内、公募委員は2人以内とする。
- ・ただし、各地域の人口規模の違いを考慮して12名以内において地区ごとに異なる定数とすることもできる。
- ・設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

2. 人 選

- ・委員は、旧来型の要求・要望型の組織とならないよう幅広い人選によって選ばれることが望まれる。
- ・委員は、設置区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が任命し、委嘱を行うものである。したがって、各支所間のバランス及び構成を考慮し、市長が決定する。

(1) 住民自治代表	(目安)	2人	} 10人
(2) 農林水産業団体、商工団体に属する者	〃	1人	
(3) 青年・女性・高齢者の団体に属する者	〃	2人	
(4) 教育に関係する者	〃	1人	
(5) 社会福祉に関係する者	〃	1人	
(6) 消防・防災に関係する者	〃	1人	
(7) ボランティア活動に関係する者	〃	1人	
(8) 学識経験を有する者	〃	1人	
(9) その他、市長が認める者（公募委員）		2人	

- ・人選にあたっては、上記の項目で、一方に偏ることがないようにバランスに配慮すること。
- ・審議会では、これまでの既成の概念にとらわれないことなく、広く十分な意見を求めることができるよう若手の登用にも配慮すること。

3. 女性登用

- ・女性の登用を積極的に進めることが必要である。
- ・女性委員の登用は委員の30%を目標とする。
- ・以上のようなことから、各地域審議会においては4以上の登用を行うものとする。
(3/10人=30.0% ~ 4/12人=33.3%)

4. 任 期

- ・任期は2年とし、再任は妨げない。
- ・第4期（平成23・24年度）は、委嘱日から平成25年3月31日までとする。

5. 公 募

- ・第4期においても各地域審議会2人の委員の公募を行う。
- ・公募については、別紙のとおりとする。
- ・広報の手段としては、市報（4月1日号）及び市ホームページにて行う。必要に応じケーブルテレビも活用する。
- ・応募申込書は、本庁案内所（出張所を含む）及び支所に置くものとする